

特定非営利活動法人INFINITY BRIDGE

定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人INFINITY BRIDGEという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、聴覚障がい者、受刑者、子どもたちなど、学びの機会が限られている人々に対して、Webデザイン、AI、デザイン等のデジタルスキル及び金融リテラシーに関する教育事業を行い、これらの人々の自立支援と社会参加の促進を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) デジタルスキルに関する教育支援事業
- (2) 金融リテラシーに関する教育支援事業
- (3) その他目的を達成するために必要な非営利活動

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 特別賛助会員 この法人の目的に特に賛同し継続的または多額の支援を行う団体
- (4) 利用会員 この法人が提供するサービスを利用し、又はその一部を提供することができる個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、

代表理事に申し込むものとする。

- 3 代表理事は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 代表理事は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。ただし、利用会員については、これに加えて入会金を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を代表理事とし、1人以上2人以内を副代表理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合、又は、オンライン会議システムによる出席者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があつたものとみなされた日及び正会員総数
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があつたとき。

(理事会の開催)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者がある場合、又は、オンライン会議システムによる出席者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計の1種とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

- 2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解 散）

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

- 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

（合 併）

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

（公告の方法）

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

（事務局の設置）

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

（職員の任免）

第54条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	尾 崎 幸
副代表理事	上 路 紗 希
理 事	久 保 健太郎
監 事	興 津 慶
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和8年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和8年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

入会金金（利用会員のみ／個人・法人共通）		300,000円
年会費	正会員（個人）	5,000円
	正会員（団体）	10,000円
	賛助会員（個人）	1口10,000円
	賛助会員（団体）	1口30,000円
	特別賛助会員（団体）	1口50,000円 (1口以上)
利用会員（個人）		5,000円/月
利用会員（法人）		50,000円/月

役員名簿（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人INFINITY BRIDGE

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- ☒以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
- ☒各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役 名 (どちらかに○)	(フリガナ)	報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
		氏 名		
1	☒ 理事 ☐ 監事	オザキ ミユキ 尾 崎 幸	有 ☐ 無 ☒	代表理事
2	☒ 理事 ☐ 監事	アゲジ サキ 上 路 紗 希	有 ☐ 無 ☒	副代表理事
3	☒ 理事 ☐ 監事	クボ ケンタロウ 久 保 健 太 郎	有 ☐ 無 ☒	
4	☐ 理事 ☒ 監事	オキツ ケイ 興 津 慶	有 ☐ 無 ☒	
5	☐ 理事 ☐ 監事		有・無	
6	☐ 理事 ☐ 監事		有・無	
7	☐ 理事 ☐ 監事		有・無	
8	☐ 理事 ☐ 監事		有・無	
9	☐ 理事 ☐ 監事		有・無	
10	☐ 理事 ☐ 監事		有・無	

特定非営利活動法人INFINITY BRIDGE 設立趣旨書

現代社会において、デジタルスキルは単なる職業上の技術ではなく、自ら社会とつながり、可能性を拡げ、自信を持って生きるために必要な力となっています。しかし、その学びの機会がすべての人に平等に与えられているわけではありません。

特に、聴覚に障がいを持つ方や刑務所で生活をしている方は、教育環境や就労の選択肢が限られ、自立への道が大きく狭められています。また、未来を担う子どもたちにおいても、AIやデザイン、金融リテラシーといった分野の知識はますます重要性を増しているにもかかわらず、それを学ぶ機会が十分に整っているとは言えません。経済的・社会的なハンデの有無にかかわらず、すべての人が等しく学び、夢を描き、それに向かって進むことができる社会の実現が求められています。

このような想いのもと、私たちはAIやデザインなどのデジタルスキル、そして金融リテラシーの学びを通じて、すべての人が自らの未来を切り開き、社会の中で輝ける環境をつくることを目指し、NPO法人INFINITY BRIDGE を設立しました。

本法人の名称には、「無限の可能性をつなぐ架け橋」という意味が込められています。「INFINITY（無限）」は、年齢や環境、障がいの有無にかかわらず、すべての人が持つ可能性が無限であることを象徴しています。そして、「BRIDGE（架け橋）」には、社会と個人、支援を求める人とチャンス、現在と未来を結び、人々が自立し、自分らしく生きるための橋渡しをするという願いが込められています。

私たちは、Webデザイン、AIといった実践的なデジタルスキル、そして金融リテラシーの学びの機会を提供することで、聴覚に障がいを持つ方や刑務所で生活する方々の社会復帰と自立を支援します。AIは情報や環境のバリアを軽減し、デザインは自己表現や創造性を育む手段となり、金融リテラシーは生活の安定と意思決定力を支える基礎となります。これらはすべての対象者にとって、社会の中で自立し、自分らしく生きるために欠かせない学びです。

また、次世代を担う子どもたちに対しても、AI、デザイン、金融リテラシーといった現代社会に不可欠な学びをバランスよく提供し、一人ひとりの可能性を広げることを目指します。これらを複合的に学べる環境は、未来を切り拓く力となり、創造性や判断力、社会的自立を支える大きな礎になります。そして、この学びの場が新たな支援の輪を生み、未来を担う人材を育てる場となることも、私たちの願いです。

私たちが届けたいのは、単なるスキルではありません。学ぶことを通じて「自分にもできる」という自信を育み、社会とのつながりを実感しながら生きる力を手に入れることです。

どのような環境に置かれていても、誰もが自らの力で未来を切り開き、社会の一員として温かく迎えられ、自分らしく生きていける社会の実現を目指し、私たちは一歩ずつ活動を広げてまいります。

令和 7 年 4 月 18 日

設立代表者

氏名 尾 崎 幸

令和7年度 事業計画書

特定非営利活動法人 INFINITY BRIDGE

1 事業実施の方針

本法人の初年度は、設立趣旨に基づき、学びの機会が限られている方々への教育支援を重点的に実施いたします。社会復帰を目指す受刑者や、聴覚障がい者を対象に、WebデザインやAIの初歩を学べるオンライン講座を提供いたします。さらに、この取り組みを通じて得たノウハウを活用し、小中学生を対象にデザイン教育の機会も提供します。特に、視覚的表現ツール「Canva」を用いて、子供たちにクリエイティブなスキルを身につけさせるプログラムを展開いたします。これにより、子供たちの表現力と創造力を育て、デジタル時代の基本的なスキルを身につけてもらうことを目指します。

併せて、関連分野の団体や支援者との連携を深めるため、勉強会や情報交換会を開催し、人的ネットワークの構築を進めてまいります。小規模から着実に実績を積み、対象者に寄り添った運営を目指します。加えて、2025年度からは、子どもとその保護者を対象とした金融教育プログラム「おかねの教室」を新たに展開いたします。

本プログラムでは、子どもに対しては「お金の役割」や「働くことの意味」「おこづかいの使い方」などを、体験的なワークショップを通して楽しく学べる機会を提供します。一方、保護者向けには、「家計の見直し」や「教育資金の準備」「家庭内での金銭教育の方法」など、実生活に即した内容を扱う講座を行い、家庭内でお金について話し合える環境づくりを支援します。これにより、世代を越えた金融リテラシーの向上と、お金に振り回されずに生きる力の習得を目指し、安心して将来を描ける家庭づくりに貢献してまいります。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【2,550】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
デジタルスキルに関する教育支援事業	社会復帰支援デジタルスキル事業（仮称） 刑務所で生活する方々に対し、社会復帰後の就労・自立を支援する目的で、基本的なコンピュータ操作、インターネット利用、簡易なグラフィックデザインの習得を促すオンライン講座を実施いたします。 修了者には認定証を交付し、就労支援プログラム等に接続する予定です。	2025年12月1日～12月5日（5日間）	オンライン（ZOOMによるライブ配信＋アーカイブ視聴）	プロジェクトリーダー1名、講師2名（デザイン・PCスキル）、支援スタッフ2名	刑務所または矯正施設に収容中の方（または出所後1年以内の方）	20名程度	総費用：300千円 （内訳：教材費100千円、講師謝金150千円、通信環境整備費50千円）

デジタルスキルに関する教育支援事業	聴覚障がい者向けコミュニケーション・サポート事業(仮称) 聴覚障がいを持つ方に対し、社会との接続と就労の可能性を広げるために、Web デザインとプログラミング基礎を中心としたデジタルスキルの講座を実施いたします。 字幕・チャットサポートを含むアクセシビリティ対応を行い、コミュニケーションを支援する予定です。	実施時期 2025 年 10 月 6 日～10 月 8 日 (3 日間)	オンライン (ZOOM によるライブ配信 +アーカイブ視聴)	プロジェクター1名、講師 3 名 (うち1名は聴覚支援技術に精通)、支援スタッフ 2 名	聴覚障がいのある方(手話・文字によるコミュニケーション対応希望者含む)	30 名程度	総費用：700 千円 (内訳：教材費 200 千円、講師謝金 350 千円、字幕通訳・配信サポート費 150 千円)
デジタルスキルに関する教育支援事業	小中学生向けデザイン教育プログラム「クリエイティブキッズ」 Canva を用いて、子どもたちに基本的なデザインスキルを教えるとともに、自己表現の力を育てるワークショップを実施します。参加者は、デザインを通じて自らのアイディアを視覚化し、創造力を発揮する機会を得られます。	7 月 から 毎月開催	オンラインおよび対面ハイブリッド形式	プロジェクトマネージャー1名、主任講師 2 名、サポートスタッフ 3 名の計 6 名	全国の小中学生を対象に開催	50 名程度	総額 775 千円 (内訳：材料費 200 千円、講師費 350 千円、運営費 225 千円)
金融リテラシーに関する教育支援事業	大人と子供に金融教育プログラム「おかねの教室」 ●子ども向けプログラム(小中学生対象) 内容例： お金の役割と成り立ち(クイズ形式)おこづかいの使い方シミュレーションゲーム お仕事体験ごっこ(「100 円を稼ぐには？」を考える) 貯金と投資の違いをやさしく理解するワーク 特徴： Canva や紙芝居風の教材で、視覚的に楽しく学べる 保護者も一緒に参加するワークを用意し、家庭内での対話につなげる ●大人向けプログラム (保護者・一般社会人対象) 内容例：ライフイベントとお金(教育費、老後、住宅) 「家計の見直し」ワークショップ 金融商品の基礎(保険、NISA、iDeCo など) 子どもに教える金融教育のコツ 特徴： 参加型ワークショップ形式 (例：「我が家の 10 年後の家計表」づくり)ケーススタディ(家計の失敗事例と改善案) 子どもとの会話に使える「お金の伝え方ミニ講座」	7 月 から 毎月開催	オンラインおよび対面ハイブリッド形式	プロジェクトマネージャー1名、主任講師 2 名、サポートスタッフ 3 名の計 6 名	全国の小中学生を対象に開催	50 名程度	総額 775 千円 (内訳：材料費 200 千円、講師費 350 千円、運営費 225 千円)

令和8年度 事業計画書

特定非営利活動法人 INFINITY BRIDGE

1 事業実施の方針

本法人の次年度においては、設立当初より掲げてきた理念に基づき、引き続き、教育機会の格差解消を目的とした支援活動を継続いたします。社会復帰を目指す受刑者や聴覚に障がいのある方々、小中学生、さらには保護者層を含む家庭単位で学びの機会を必要とする方々を対象に、それぞれの背景や特性に応じたデジタル講座や創造教育プログラムを提供してまいります。

次年度は、初年度に着手した各事業の継続実施に加え、将来的な発展を見据えた体制整備に向けた準備にも取り組みます。講師や支援スタッフの確保、オンライン環境の拡充、対象者との継続的な関係構築を担う広報・運営体制など、今後より安定的な事業展開を実現するための実施体制について、検証材料の収集や課題整理に重点を置きます。これらの検討は、翌年度以降に補助金等を活用した本格的な実行につなげることを念頭に、計画的に進めてまいります。

こうした中長期的な展開を見据え、次年度は外部資金の確保に向けた準備にも注力いたします。たとえば、社会復帰支援の一環である「受刑者向けデジタル講座」（概算事業費 30 万円）は、日本財団による更生保護支援助成（上限 300 万円超）との親和性が高く、また、「聴覚障がい者向けデジタル講座」（同 70 万円）については、福祉医療機構（WAM）の助成（上限約 300 万円）、NHK 厚生文化事業団による障害者支援活動助成（100～200 万円）などが申請先として想定されます。さらに、小中学生を対象とした「Canva を活用した創造教育プログラム」や、家庭単位での生活設計を支援する「親子向け金融教育プログラム」（いずれも各 70 万円）については、トヨタ財団、パナソニック NPO サポートファン ド、こども家庭庁、日本証券業協会等が提供する助成制度の活用を視野に入れており、次年度全体としては 300～500 万円規模の外部資金獲得を目標に準備を進めております。

また、活動の持続性と社会的な広がりを高めるため、正会員・賛助会員の増加にも引き続き取り組みます。会員の拡充は、活動資金の基盤強化だけでなく、多様な視点や専門性の導入にもつながり、事業の質的向上と外部との協働体制の形成に寄与するものと考えています。

次年度は、事業の着実な継続を基本としながら、今後の拡張と制度的な安定化に向けた土台を固める一年と位置づけ、運営体制・財源確保・外部連携の各側面において計画的な取り組みを進めてまいります。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【2,715】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
デジタルスキルに関する教育支援事業	社会復帰支援デジタルスキル事業（仮称） 刑務所で生活する方々に対し、社会復帰後の就労・自立を支援する目的で、基本的なコンピュータ操作、インターネット利	2026 年 8 月 31 日～9 月 4 日（5 日間）	オンライン（ZOOM によるライブ配信＋アーカイブ視聴）	プロジェクター1名、講師 2 名（デザイン・PCスキル）、支援	刑務所または矯正施設に収容中の方（または出所後1年以内の方）	20 名程度	総費用：300 千円 （内訳：教材費 100 千円、講師謝金 150 千円、通信

	用、簡易なグラフィックデザインの習得を促すオンライン講座を実施いたします。 修了者には認定証を交付し、就労支援プログラム等に接続する予定です。			スタッフ 2 名			環境整備費 50 千円)
デジタルスキルに関する教育支援事業	聴覚障がい者向けコミュニケーション・サポート事業(仮称) 聴覚障がいを持つ方に対し、社会との接続と就労の可能性を広げるために、Web デザインとプログラミング基礎を中心としたデジタルスキルの講座を実施いたします。 字幕・チャットサポートを含むアクセシビリティ対応を行い、コミュニケーションを支援する予定です。	実施時期 2026 年 9 月 4 日～9 月 9 日 (6 日間)	オンライン (ZOOM によるライブ配信 + アーカイブ視聴)	プロジェクター 1 名、講師 3 名 (うち 1 名は聴覚支援技術に精通)、支援スタッフ 2 名	聴覚障がいのある方(手話・文字によるコミュニケーション対応希望者含む)	30 名程度	総費用 : 700 千円 (内訳: 教材費 200 千円、講師謝金 350 千円、字幕通訳・配信サポート費 150 千円)
デジタルスキルに関する教育支援事業	小中学生向けデザイン教育プログラム「クリエイティブキッズ」 Canva を用いて、子どもたちに基本的なデザインスキルを教えるとともに、自己表現の力を育てるワークショップを実施します。参加者は、デザインを通じて自らのアイディアを視覚化し、創造力を発揮する機会を得られます。	2026 年 7 月 27 日～8 月 4 日 (9 日間)	オンラインおよび対面ハイブリッド形式	プロジェクトマネージャー 1 名、主任講師 2 名、サポートスタッフ 3 名の計 6 名	全国の小中学生を対象に開催	50 名程度	総額 775 千円 (内訳: 材料費 200 千円、講師費 350 千円、運営費 225 千円)
金融リテラシーに関する教育支援事業	大人と子供に金融教育プログラム「おかねの教室」 ●子ども向けプログラム (小中学生対象) 内容例 : お金の役割と成り立ち (クイズ形式) おこづかいの使い方 シミュレーションゲーム お仕事体験ごっこ (「100 円を稼ぐには?」を考える) 貯金と投資の違いをやさしく理解するワーク 特徴 : Canva や紙芝居風の教材で、視覚的に楽しく学べる 保護者も一緒に参加するワークを用意し、家庭内での対話につなげる ●大人向けプログラム (保護者・一般社会人対象) 内容例 : ライフイベントとお金 (教育費、老後、住宅) 「家計の見直し」ワークショップ 金融商品の基礎 (保険、NISA、iDeCo など) 子どもに教える金融教育のコツ 特徴 :	毎月開催	オンラインおよび対面ハイブリッド形式	プロジェクトマネージャー 1 名、主任講師 2 名、サポートスタッフ 3 名の計 6 名	全国の小中学生を対象に開催	50 名程度	総額 940 千円 (内訳: 材料費 270 千円、講師費 470 千円、運営費 200 千円)

	参加型ワークショップ形式 （例：「我が家の10年後の家 計表」づくり）ケーススタデ ィ（家計の失敗事例と改善 案） 子どもとの会話に使える「お 金の伝え方ミニ講座」						
--	--	--	--	--	--	--	--

令和7年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人INFINITY BRIDGE

(単位：円)

科	目	金 額	小計・合計
【A】 経 常 収 益			
1	受取会費		3,050,000
	入会金（利用会員）	900,000	
	正会員受取会費	150,000	
	賛助会員受取会費	200,000	
	利用会員会費	1,800,000	
2	受取寄附金		3,000,000
	受取寄附金	3,000,000	
	施設等受入評価益		
3	受取助成金等		0
4	事業収益		0
5	その他の収益		5
	受取利息	5	
経 常 収 益 計			6,050,005
【B】 経 常 費 用			
1	事業費		
	(1) 人件費		0
		0	
	(2) その他経費		2,550,000
	講師謝金	1,200,000	
	会議費	220,000	
	旅費交通費	230,000	
	消耗品費	700,000	
	通信運搬費 * 通信環境整備費	50,000	
	外注費 * 字幕通訳・配信サポート費	150,000	
事業費計			2,550,000
2	管理費		
	(1) 人件費		0
	(2) その他経費		379,900
	消耗品費	283,900	
	地代家賃	30,000	
	外注費 * 記帳代行	66,000	
管理費計			379,900
経 常 費 用 計			2,929,900
当 期 経 常 増 減 額 【A】－【B】・・・①			3,120,105
【C】 経 常 外 収 益			
経 常 外 収 益 計			0
【D】 経 常 外 費 用			
経 常 外 費 用 計			0
当 期 経 常 外 増 減 額 【C】－【D】・・・②			0
税 引 前 当 期 正 味 財 産 増 減 額 ①＋②・・・③			3,120,105
	法人税、住民税及び事業税・・・④		0
	前期繰越正味財産額・・・⑤		0
次 期 繰 越 正 味 財 産 額 ③－④＋⑤			3,120,105

令和8年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人INFINITY BRIDGE

(単位：円)

科	目	金 額	小計・合計
【A】 経 常 収 益			
1	受取会費		14,750,000
	入会金（利用会員）	12,000,000	
	正会員受取会費	150,000	
	賛助会員受取会費	200,000	
	利用会員会費	2,400,000	
2	受取寄附金		3,000,000
	受取寄附金	3,000,000	
	施設等受入評価益		
3	受取助成金等		0
4	事業収益		0
5	その他の収益		5
	受取利息	5	
経 常 収 益 計			17,750,005
【B】 経 常 費 用			
1	事業費		
	(1) 人件費		0
		0	
	(2) その他経費		2,715,000
	講師謝金	1,300,000	
	会議費	220,000	
	旅費交通費	230,000	
	消耗品費	740,000	
	通信運搬費 * 通信環境整備費	50,000	
	外注費 * 字幕通訳・配信サポート費	175,000	
事業費計			2,715,000
2	管理費		
	(1) 人件費		0
	(2) その他経費		379,900
	消耗品費	283,900	
	地代家賃	30,000	
	外注費 * 記帳代行	66,000	
管理費計			379,900
経 常 費 用 計			3,094,900
当 期 経 常 増 減 額 【A】－【B】・・・①			14,655,105
【C】 経 常 外 収 益			
経 常 外 収 益 計			0
【D】 経 常 外 費 用			
経 常 外 費 用 計			0
当 期 経 常 外 増 減 額 【C】－【D】・・・②			0
税 引 前 当 期 正 味 財 産 増 減 額 ①＋②・・・③			14,655,105
	法人税、住民税及び事業税・・・④		0
	前期繰越正味財産額・・・⑤		3,120,105
次 期 繰 越 正 味 財 産 額 ③－④＋⑤			17,775,210